

第 9 2 号 議 案

新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年新宿区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 137.5」を「100 分の 147.5」に改める。

第 2 条 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、3 月 1 日」を削り、同条第 2 項中「、3 月に支給する場合においては 100 分の 20、6 月に支給する場合においては 100 分の 132.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「3 か月以内（基準日が 12 月 1 日であるときは、6 か月以内）」を「6 か月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6 か月	100 分の 100
3 か月以上 6 か月未満	100 分の 60
3 か月未満	100 分の 30

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 項から第 6 項までの規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の

規定による期末手当の内払とみなす。

(令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 4 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「6 か月」とあるのは「3 か月」と、「3 か月」とあるのは「1 か月と 15 日」とする。

(新宿区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正)

- 5 新宿区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成 28 年新宿区条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「3 月 1 日、」を削り、「3 か月」を「6 か月」に改め、「(基準日が 12 月 1 日であるときは、同日前 6 か月以内の期間。次項において同じ。)」を削り、同条第 2 項中「3 か月」を「6 か月」に改める。

(新宿区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する前項の規定による改正後の新宿区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第 4 条の規定の適用については、同条中「6 か月」とあるのは、「3 か月」とする。

(提案理由)

新宿区議会議員の期末手当の支給割合を改定する必要があるため